

令和 7 年度
国営土地改良事業地区調査

能代二期地区小水力発電施設他基本設計その他業務

現場説明書

1. 一般事項

契約の保証については別紙1のとおり。

2. 積算体系

本業務の積算体系は、特別仕様書第3章測量作業は「測量業務」、特別仕様書第4章設計作業は「設計業務」としている。

3. 作業歩掛等について

本業務の作業歩掛で別紙2に示すものについては、歩掛の妥当性を検証するため、実態調査を別紙3に定める様式により行うものとする。

4. 積算基地

本業務の積算基地は、仙台市で考えている。

5. 打合せについて

(1) 本業務の打合せにおける技術者の配置は下表のとおりである。

また、測量作業に関する打合せも下表により一括で行うことで考えている。

なお、打合せ場所は西奥羽土地改良調査管理事務所とする。

打合せ	職種（人）		
	主任技師	技師A	技師B
初 回	1.0	1.0	
第2回		1.0	1.0
第3回		1.0	1.0
第4回		1.0	1.0
最終回	1.0	1.0	

(2) 打合せ及び移動に係る基準日額は直接人件費に以下のとおり計上している。

区分	打合せ（日）			往復移動（日）		
打合せ	主任技師	技師A	技師B	主任技師	技師A	技師B
初 回	0.5	0.5		1.0	1.0	
第2回		0.5	0.5		1.0	1.0
第3回		0.5	0.5		1.0	1.0
第4回		0.5	0.5		1.0	1.0
最終回	0.5	0.5		1.0	1.0	

(3) 交通費は公共交通機関（新幹線（仙台駅～秋田駅）及び路線バス（秋田駅西口～県庁市役所前））による往復交通費を直接経費に計上している。

6. 測量業務について

(1) 測量業務は現地滞在で考えているが、宿泊費及び宿泊手当については当初計上していない。なお、受注者から宿泊情報（例；宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認のうえ、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

宿泊エリアは秋田県能代市を想定している。

また、直接人件費に旅行日に係る基準日額を計上している

(2) 交通費は積算基地から目的地までの移動に要する費用で、ライトバン運転経費（機械損料、燃料費）及び高速道路料金（有料区間：仙台宮城IC～琴丘森岳IC）を計上している。

(3) 現地作業における宿泊日数

作業内容	測量技師	測量技師補	測量助手
測量業務	30日	36日	36日

- (4) 測量業務の旅行日に係る基準日額は直接人件費に以下のとおり計上している。

職種（人）			
測量技師	測量技師補	測量助手	
1.0	1.0	1.0	往路0.5人/日、復路0.5人/日

7. 設計業務外業について

- (1) 設計業務外業は現地滞在で考えているが、宿泊費及び宿泊手当については当初計上していない。なお、受注者から宿泊情報（例；宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認のうえ、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

宿泊エリアは秋田県能代市を想定している。

また、直接人件費に旅行日に係る基準日額を計上している。

- (2) 交通費は積算基地から目的地までの移動に要する費用で、ライトバン運転経費（機械損料、燃料費）及び高速道路料金（有料区間：仙台宮城IC～琴丘森岳IC）を計上している。

- (3) 現地作業における宿泊日数

作業内容	技師長	主任技師	技師A 土木	技師A 地質	技師B	技師C
小水力発電施設設計 基本設計現地踏査	4日	4日	4日	4日	—	—
樋揚水機エリア施設 状況整理の水利用実 態の把握・整理	—	—	20日	—	25日	25日

- (4) 旅行日に係る基準日額

作業内容	技師長	主任技師	技師A 土木	技師A 地質	技師B	技師C
小水力発電施設設計 基本設計現地踏査	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	—	—
樋揚水機エリア施設 状況整理の水利用実 態の把握・整理	—	—	1.0人	—	1.0人	1.0人

※往路0.5人/日、復路0.5人/日

8. 樋送水管の試掘作業

試掘作業の位置は別紙4、掘削・埋戻しの断面形状は別紙5、1箇所当たりの作業土量は下表のとおり想定している。

作業	機械掘削	人力掘削	人力埋戻	機械埋戻
土量	2.6m ³	0.1m ³	0.3m ³	2.4m ³

9. 一括計上価格

試掘作業に係る費用は下表のとおり一括計上価格に計上している。

作業内容	名称	金額	作業日数
試掘作業5箇所分の 掘削及び埋戻作業	労務費	1,250,000円	30日
	機械経費	1,000,000円	
	諸経費	3,375,000円	

10. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに

その内容を記載した書面により発注者に報告すること。

発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

11. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

別紙 1

○ 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行秋田支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 鈴木 智宏」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払い渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書。

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。

- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。（一般競争の場合は、10 分の 3 の金額以上とする。）
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。（一般競争の場合は、10 分の 3 の金額以上とする。）
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の

金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

別紙－2 作業歩掛

測量作業

(単位:人)

作業項目	数量	職種					備考
		測量 主任技師	測量 技師	測量 技師補	測量 助手	測量 補助員	
1 基準点測量							
1-1 3級基準点測量	9点	土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)に掲載の測量標準歩掛による					
1-2 4級基準点測量	21点	土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)に掲載の測量標準歩掛による					
1-3 4級水準測量	1.1km	土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)に掲載の測量標準歩掛による					
2 現地測量							
2-1 現地測量	0.085km2	土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)に掲載の測量標準歩掛による					
3 礮送水路試掘							
3-1 試掘	1式	現場説明書9. 一括計上価格による					
3-2 送水管の位置測定	1式		5.0	5.0	5.0		

3-2 送水管の位置測定において、
機械経費として直接人件費の合計の6.0%
材料費として直接人件費の合計の2.0%
を計上している。

設計作業

(単位:人)

作業項目	数量	職種									備考
		主任 技術者	技師長	主任 技師	技師 (A)			技師 (B)	技師 (C)	技術員	
					土木	地質	電気				
1 小水力発電施設基本設計											
1-1 準備作業											
1-1-1 現地踏査	1式		3.3	3.3	3.3	3.3					
1-1-2 資料の掌握	1式			1.9	1.9	3.8				4.0	
1-2 基本事項の検討											
1-2-1 発電使用水量と発電型式の検討	1式		3.3	1.7	1.7		0.9	3.3	3.3		
1-2-2 取水位、放水位落差の検討	1式				1.9			1.9		2.1	
1-2-3 水路構造物の位置、規模、並びに ルートの検討	1式			1.7	1.7	1.7		3.3	5.1	5.2	
1-2-4 最大、常時使用水量の検討	1式			1.9	3.0			3.8	7.8	8.1	
1-2-5 発電規模及び電力量の算定	1式			2.2	2.2		2.2	2.2	4.4	4.6	
1-2-6 工事数量及び事業費の概算	1式			1.0	1.9		1.0	1.9	3.8	8.1	
1-2-7 経済性の検討及び最適案決定	1式			1.9	1.0			1.9	1.9		
1-3 最適案計画図の作成											
1-3-1 水路一般平面図、縦断面図	1式		1.0	1.9	1.9	3.8	7.8	13.6	14.1		
1-3-2 主要設備概要図	1式										
1-3-3 仮設備全体平面配置図	1式										
1-4 最適案諸計算	1式		0.6		1.9			1.9	1.9	4.0	
1-5 総合検討	1式			1.2	2.2	2.2					
2 梯揚水機エリア施設状況整理											
2-1 梯導水管及び梯送水管位置図作成	1式				3.0			6.5	6.5	3.0	
2-2 水利用実態把握・整理	1式				14.0			18.0	18.0		
3 照査	1式			5.0							
4 点検取りまとめ	1式		0.5	2.2	2.2	1.2	1.2	4.4	2.2	4.6	
合計			8.7	25.9	43.8	12.2	9.1	56.9	68.5	57.8	

作業歩掛実態調査表

1. 調査目的

本調査は土地改良工事における「〇〇工△△設計」について、その実態を把握し、作業歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。

(※上記〇〇は当該工種名を記載する。△△は「構想」「基本」「実施」のいずれかを記載する)

2. 概要

発注者記入	局 名	
	事 業 所 名	
	業 務 名	
	担 当 者 名	
受注者記入	受 注 者 名	
	受注担当者名	
	担当者連絡先	

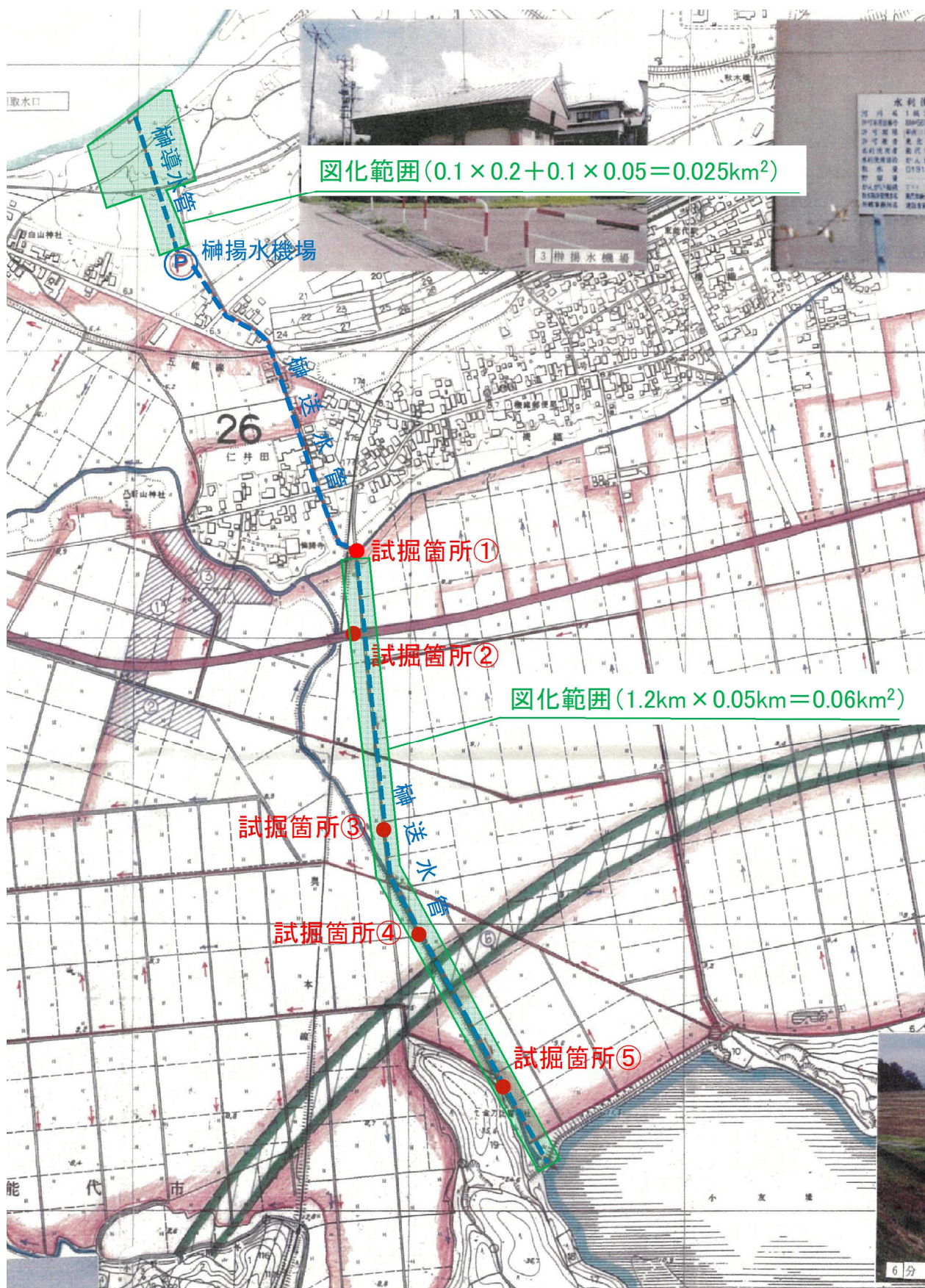
3. 歩掛調査様式

作業項目	作 業 内 容	歩 掛 (積算者記載)						歩 掛 (受注者記載)					
		技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員	技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員
合 計													

※作業項目及び作業内容は使用した見積歩掛のものを記載する。

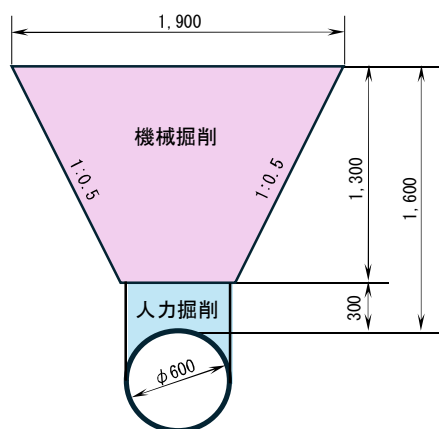
4. 歩掛に差異が生じた理由 (発注者記入)

5. 歩掛に差異が生じた理由 (受注者記入)

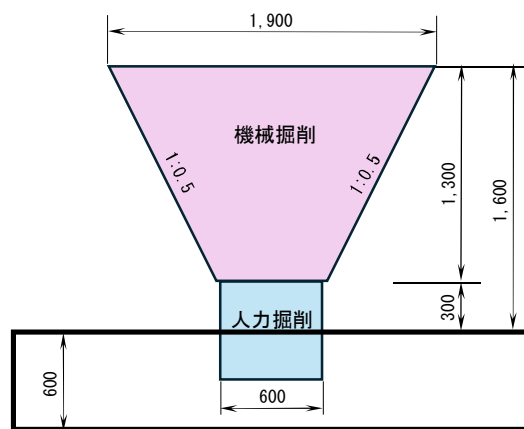


櫛送水管 試掘断面図

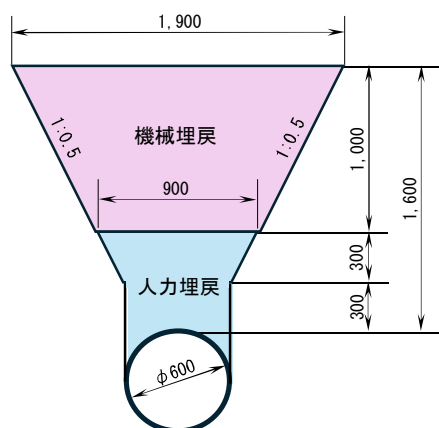
掘削断面図(横断方向)



掘削断面図(縦断方向)



埋戻断面図(横断方向)



埋戻断面図(縦断方向)

